



日本に帰国／入国される皆様へ (検査証明書の提示について)

変異株による感染が海外において拡大していることを踏まえ、政府として水際対策を一層強化することとし、その一環として、以下の措置を講じます。

■ 全ての入国者（日本人を含む。）は、
出国前72時間以内に検査を受け、医療機関
等により発行された証明書（検査証明書）
を提示しなければなりません。

■ 有効な検査証明書を提示できない方は、
検疫法に基づき、日本への上陸が認められ
ません。

- 出発国において搭乗前に検査証明書を所持していない場合には、航空機への搭乗を拒否されます。
- 検査証明書の取得が困難かつ真にやむを得ない場合には、出発地の在外公館にご相談ください。



1. 検査証明書は以下の条件を満たすものに限り有効

- ・ 検体採取日時から搭乗便の出発予定時刻までが72時間以内であること

- ・ 所定のフォーマットを使用すること

詳しくは厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

所定のフォーマットはこちらからダウンロードできます →

※所定のフォーマットを使用することが困難な場合には、
任意のフォーマットの提出も妨げられませんが、「検査証明書へ記載すべき内容」
が満たされている必要があります。



- ・ 検査証明書へ記載すべき内容

①	氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別
②	検査法、採取検体（下記2、3に限る）
③	結果、検体採取日時、結果判明日、検査証明書交付年月日
④	医療機関名、住所、医師名、医療機関印影
⑤	すべての項目が英語で記載されたもの

2. 検査方法は以下のいずれかに限り有効

核酸増幅検査	その他
<ul style="list-style-type: none"> ■ real time RT-PCR法 real time reverse transcription PCR ■ LAMP法 Loop-mediated Isothermal Amplification ■ TMA法 Transcription Mediated Amplification ■ TRC法 Transcription Reverse-transcription Concerted reaction ■ Smart Amp法 Smart Amplification process ■ NEAR法 Nicking Enzyme Amplification Reaction 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 次世代シーケンス法 Next Generation Sequence ■ 抗原定量検査 Quantitative Antigen Test* (CLEIA/ECLIA) <p>※ 抗原定性検査ではない。</p>

3. 検体採取方法は以下のいずれかに限り有効

- 鼻咽頭ぬぐい液
- 鼻腔ぬぐい液*
- 唾液
- 鼻咽頭ぬぐい液・咽頭ぬぐい液の混合

※ 鼻腔ぬぐい液検体は核酸増幅検査のみ有効